

# 告 示

## 埼玉県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、神扇落悪水路土地改良区理事長からの申請に係る同土地改良区及び神扇土地改良区の合併を令和五年三月三十一日認可した。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 合併後存続する土地改良区

イ 名称

神扇落悪水路土地改良区

ロ 事務所の所在地

埼玉県幸手市

二 合併により解散する土地改良区

神扇土地改良区

三 合併後存続する土地改良区は定款を変更した。